



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年3月

No.34

特集

子どものための養育費 その4 ～未婚で出生した場合～



ひとり親の中には、未婚のまま子どもを育てるという選択をする人も少なくありません。未婚の場合の養育費はどのようなのでしょうか？

未婚の場合、非常に大切になるのが子どもの「認知」の問題です。そこで今回は、子どもの認知とその種類について解説します。そして、養育費のまとめとして、養育費確保のための施策等についてご紹介します。

■認知とその種類

◆認知とは

認知とは、婚姻関係を結んでいない男女の間に生まれた子どもを父又は母が自分の子であると認めることであり、一般的には、父が自分の子と認めることを言います。具体的には認知届を出すことを指します。母親の場合は、自分の子であることが明らかなので、子どもが産まれた時点で法的な親子関係が生じることになっています。認知は子どもが産まれる前から、父親が活着している間はいつでもできます。また、父親が死亡した場合は3年以内であれば可能です。

認知されると法律上の親子となります。そのことにより、子どもに相続権・扶養請求権が発生します。

◆認知の種類

認知届には大きく分けて2種類あり、「任意認知」と「強制認知」があります。

任意認知は、父となる者が自発的に認知届を出す場合です。それに対して、強制認知とは、任意に認知してもらえない場合に、父の意思に関わらず、子から認知を強制する場合です。

【任意認知と強制認知の違いや手続きの概要】

種類	任意認知	強制認知
内容	父親からの届け出により、父親の意志で自分の子と認める届出。 子どもが成人している場合は、子どもの承諾が必要。	父親が任意に認知しない時、子どもやその母親、祖父母などが、家庭裁判所に調停、裁判を起し父親に対し、認知を求めるもの。その他、 ・胎児認知（出生前の認知） ・遺言認知（父が遺言で認知） などがある。
手続き（概要）	【届出人】 認知する父 【届出先】 認知する父、または認知される子の本籍地の市区町村役場。 または、父の居住地の戸籍課。 【必要書類】 認知届、本籍地以外で届出する場合は、子・父の戸籍謄本、父の印鑑、身分証明書。 【費用】 無料	【申立人】 認知を求める子、またはその直系親族、法定代理人（子の母）。 【申立先】 父の住所地の家庭裁判所、又は当事者が合意して決めた家庭裁判所 【必要書類】 認知調停申立書、申立書の写し、子・父・母の戸籍謄本、出生証明書写し。 【費用】 1,200円（印紙）、切手代 ※認知が確定すれば、申立人がその日から10日以内に認知届けを役所に提出する必要があります。

■養育費確保の推進 ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み（抜粋）

養育費確保について、国としても法改正や支援機関の設置など様々な施策を実施しています。ここで、その一部をご紹介します。

◆強制執行手続きの改善

① 平成15年の民事執行法改正（平成16年4月施行）

養育費の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした）

② 平成16年の民事執行法改正（平成17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債権者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。



◆民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護についての必要な事項」の具体例として、

①親子の面会交流②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。

離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。

◆養育費相談支援センターの創設（平成19年度）

母子家庭就業・自立支援センター事業^{*1}において受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例の対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う。母子家庭等からの電話、メールによる相談にも対応。（ホームページアドレス <http://www.youikuhi-soudan.jp/>）

※1 長崎県では、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（エールながさき）のことで。

◆養育費等支援事業



母子家庭就業・自立支援センター事業において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談やリーフレット等による情報提供を行っています。また、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施しています。

■まとめ

これまで4回に渡って養育費の取り決め方や確保の方法などをご紹介します。ご紹介したように、まだまだ、養育費の確保は十分とは言えず、ひとり親家庭が経済的に自立し、その子どもが健やかに成長するために養育費の確保は必要不可欠です。

その養育費確保のため、平成15年の民事執行法の改正により、給与等の差し押さえ可能な範囲が4分の1から2分の1に拡大されました。さらに、養育費の相談機関の創設や拡充など国を挙げての支援も進められています。今後、エールながさきでも、これまで同様、養育費確保のため、できる限りの支援を行っていきたいと思います。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき